

◇ 転勤の支度金と消費税

Q : 当社では、人事異動により社員が転居を余儀なくされた場合、その社員に対し転居支度金を支給しています。この転居支度金は、当社の消費税の課税仕入れに該当しますか。

A : 所得税が非課税になる転居支度金であれば、消費税の課税仕入れに該当します。

【解説】

社員が転勤に伴う転居のための旅行をした場合に、事業者からその社員に支給する引越費用、旅費、宿泊費等のうち、その転居について通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価に該当するものとして取り扱うこととされており、「その転居について通常必要と認められる部分の金額」の範囲は、所得税基本通達の「非課税とされる旅費の範囲」の例により判定することとされています。ちなみに、所得税基本通達では、非課税とされる範囲内かどうかの判定は、次の事項を勘案することとされています。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか

ご質問の場合、その転居支度金が所得税基本通達により所得税が非課税となるのであれば、課税仕入れに係る支払対価として仕入税額控除の対象となります。

